

「幼児学校」私見

——英国の幼児教育と関連して



坂元彦太郎

まえがき

私たちが、主として教員養成に関する調査や視察のための旅で、ロンドンを訪れたのは、昨年末十二月であったが、その数日前に、英国政府は「教育——拡充へのわくぐみ」と題する白書を発表して内外の注目を浴びていた。五十ページの小冊子であるが、これから十年の英国教育のあり方について、特に問題になる五つの点をあげて、今後の施策を述べている。五つの問題点とは、ナーサリ教育（五歳未満の子どものための教育）、学校の建築、学校教員の充実、教員養成、高等教育、であって、この白書では、教育的な内容に關することよりも、学校の規模や組織や経費の問題に重点がおかれているのではあるが、外の問題はさておいて、ここでは、義務教育就学前の子どもに關す

る「ナーサリ教育」のことについての所論をかんとんに紹介しておこう。

一、「ナーサリ教育」について

英国で Nursery Education（ナーサリ教育）といっているのは、義務教育入学の五歳より下の年齢の子どもたちに対する教育をいうのであって、わが国では就学前教育と訳されていることが多い。しかし、「就学前」という訳語はむしろ、preschool に当たることばであって、「学校教育従属」に対して準備をする前段階といった従属的な意味にとられることを私はきらって、あえて原語のままを使ってそれ自身として意義をもつけがえない教育の段階を表わすことにしたのである。普通に保育と訳すと、保育教育といったおかしなことばになるので、これ

を避けた。

英国では、五歳からは義務教育であるインファント・スクール（「幼児学校」）にいくのであるが、四歳三歳などの子どもたちは、ナーサリ・スクールやナーサリ・クラスで教育を受けるのが原則となっているといえよう。

ところが、この白書によると、現在、公共の費用で維持されている施設で教育を受けている四歳児は、まだ35%以下であり、三歳児は5%に過ぎない。これは、E.E.C.の他の諸国に比べるとまことに低いのである。（仏は、三歳児30%、四歳児は80%を越えている。ベルギーは、三歳児80%、四歳児90%を越えている。オランダは、四歳児80%以上、イタリアは、三四歳児とも50%以上）

英国では、五歳児以下の教育については、外の方面に比べると、じゅうぶんに考慮がはらわれていたとはいえない。実は、一九四四年の教育令では、地方教育庁は、ナーサリ教育には、「関心を払う」べきではあるが、義務教育や中等教育の延長に全力をそそぐべきであるとし、のちに通達を出して、五歳児未満の教育を受ける人数を一九五七年の程度に抑えるようにした。のち、若干の場合にその制限がゆるめられたが、あまり多数の者には及ぼすことができなかった。

英国では、数え年五歳になると、誕生日が来ないのにインフ

ァント・スクールに入学を認めるところがあり、さらに設備と教師がえられる場合には、もっと年少の者までが入学しているところさえある。五歳未満の約二十二万人の幼児が、インファント・クラスに既に在学しているという。これはほとんどフルタイムである。次に、約十万人以上が、五百の独立したナーサリ・スクール、二千の初等学校におけるナーサリ・クラスに在学しているが、これはフルタイム45%、ハーフタイム55%である。

しかし、さまざまな観点から五歳以前の教育の重要性がつくとなえられるようになり、かのプラウデン報告がこの点について具体的な提案をしている。そして、プラウデン報告は、両親たちが入学を希望するすべての四歳児三歳児を収容する施設を備えねばならないと勧告し、そしてその要求をみたすためには、四歳児の90%、三歳児の50%をいれる施設をつくればよいであろうと計測している。

記述が前後するが、一九六七年のプラウデン報告書（のちに詳述する）は、次のようなことをも勧告している。

- ・ ナーサリ教育を拡充すべきで、できるだけ早くそのことを始める。

- ・ ナーサリ教育は、三歳に達してのちの、学年の始期から義務教育の年齢に達するまでいつでも受けられるようにする。

・ナーサリ教育は一週五日、午前か午後かに（パートタイム）受けられるようにする。ただし、全国的にいつて15%の子どもには、午前と午後ともに（フルタイム）受けられるようにする。（一般的にパートタイムがいいとするのは、母親からそう長い間引き離すべきではない、というわけである）

・ナーサリ教育に子どもたちを受け入れるのは徐々にする。
・託児所にいる三歳を越えた子どもの教育は、衛生当局より教育部門の責任にあるべきである。

・公の施設がじゅうぶんに備えられないうちは、非営利的な団体によって営まれるナーサリ・グループが、地方教育庁の要求をみたしてくれと認められる場合は、それに財政的その他の援助ができる権限を地方教育庁に与え、それを奨励すること。

といったプラウデン報告書の趣旨を受けて、白書は、英国政府として、この十年間に報告書が計測した範囲において授業料なしにナーサリ教育が受けられるようにすることを提言している。さらに、次のようにも述べている。

多くの場合、五歳以下のための教育は、初等学校の一部としてのそのためのクラスの形をとるのが望ましい。これは、五歳のときに学校を変えることを避ける利点があるであろう。しか

し、こうしたクラスが幼少の子どもたちの特有な要求（ニーズ）に適するように人間的物的にじゅうぶんに備えられねばならぬのはいうまでもない。

多くの教育者たちは、義務教育の年齢に達するまではパートタイムの出席でじゅうぶんと考えている。しかし、教育的な理由や家庭的な理由で、フルタイムの出席を必要とする子どもたちが存在しつづけるのはもちろんである。

また、こうしたナーサリ・スクールやクラスなどと、託児所その他の施設、自主的なプレイ・グループなどを、総合的にみわたして全体的な計画がなければならず、母親たちが献身的に営んでいるプレイグループなどに政府や地方教育庁ができるだけの支援を行なうべきである。

のちに述べる、幼児学校を含む初等教育の改善が、こうしたそれ以前の子どもたちへの教育の充実を前提としており、むしろ、一体的に考えられている。ということを特に指摘しておきたい。

二、「幼児学校」について

このごろわが国で「幼児学校」が問題にされているのは、いわゆる中教審の答申の中にある一つの提唱がきっかけになっていることは周知のことであろう。すなわち、昭和四十六年六月

に、ときの中央教育審議会で「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」の答申が、文部大臣あてになされた中で、いわゆる先導的な試行の一例として、次のようなものに着手する必要がある、としている。

「四、五歳児から小学校の低学年の児童までを同じ教育機関で一貫した教育を行なうことによって、幼年期の教育効果を高めること」

こうした、「先導的試行」や「幼児の一貫した教育機関」などについて、私はすでに本誌（「中教審の答申と幼児教育」昭和四十六年十一月号）でくわしく論じているので、ここではかんとんに述べることにする。要するに、四、五歳から七歳ごろまでの幼児期の子どもたちに、幼児にふさわしい教育をするような実験をしてみたらどうか、国はそういう研究ができるようなわくぐみをつくるようにしてほしい、というわけである。

ところが、世間ではいつの間にもやらまだ架空の、幼児期のための一貫した教育機関のことを、「幼児学校」とよぶようになって、いろいろな推測や思惑が行なわれるようになり、現在なおつづいているのである。中には、関係者の私どもが思いもしなかったようなことを、おそらく、学校という日本での語感からきたと思われるようなことを考えている人も少なくないようである。

いずれにしても、こうした「幼児学校」のことを論ずる人たちが、英国の「幼児学校」のことを頭においているようである。英国の幼児学校があだから、日本の場合も同様だろう、と推測している人が多いのである。わが国と英国とは、伝統や実情がちがうので、向うの通りにする必要はないのではあるが、やはり、英国の幼児学校の実態や方向を正しくは握しておくことが、日本のことを考えるにも何ほどの役に立つものと思われる。そして、案外、わが国では英国の幼児学校のがよく知られていないのである。

筆がもどるが、このたび英国の文部省を訪ねたときの最大の関心事の一つは、プラウデン報告書が提唱しているインファン・ト・スクール（幼児学校）を含む初等教育などの改革がどの程度進行しているか、ということであった。ところが、まことに意外なことには、初等教育中学校教育について英国の中央政府が打ち出している改革を、地方によっては行なっているところもあるし、全くもとのままのところもあるというのである。たとえば、インファント・スクールをファースト・スクールに改称したらどうか、とのプラウデン報告書の唱えるところも、やりかけているところもあれば、もとのままの方が多くかも知れないのである。しかも、中央政府で、全国的な実情がどうなっているか、ということがよくつかまれているとはいえないようなのであ

る。

というのは、こと教育に関しては、英国もまた、地方分権が徹底的に行なわれているのである。教育については、それぞれの地域の、地方教育庁 Local Education Authority が責任と権限をもっているのであって、中央政府は基本的な政策をたてたり、勧告や援助をするだけなのである。したがって全国的にみれば、公共の経費で支えられている学校についてさえ、ばらばらでさまざまな様相を呈している。日本人の既成概念で片付けるならば、多くはあやまりにおちいるといってもいいのである。

たとえば、幼児学校の教育年限のことを問題にしてみよう。一般的にいつて、(というのは法令によれば) 五歳から七歳までの幼児が入学することになっている。これを、わが国の学者たちの中には、わが国流の五歳児六歳児七歳児が在学すると勝手に定めて、幼児学校は三カ年だと思いきんでいる人たちがいるが、これは英国では、満五歳から満七歳までという二カ年と意味しているのである。すなわち、日本では、四月の入学期に、満六歳になった子どもから満七歳に一日足りない子どもまでを入学させて、その学年中その子どもたちを六歳児という習慣があるが、英国では、満五歳になった点から満七歳の点までが幼児学校に入るのである。こうしたとなえ方の習慣が誤解を生んでいるのである。

ところが、まだまだ困ったことがある。英国では、幼児学校への入学は三回にわけて学期ごとに行なわれるが、その次のジュニア・スクールには、秋に一ぺんにかためて移るのである。したがって、満五歳になって春学期に入った子どもは八学期、夏学期に入学した子どもは七学期、満五歳になるのがおそくて秋学期から進学した子では六学期だけ入学する、というのが普通なのである。

まだある。すでにナーサリ教育を説明したときに触れたように、数え年五歳になったらまだ誕生日が来ないので、インファントの学校やクラスに入学するのを認めるところがわりに多いのである。すなわち、わが国でいう四歳児がはいっている場合が多く、さらに、三歳二歳の子どもまでが、教師や設備が許すところに入っているところもある。そして、これらの数の方が、現在では、公立のナーサリの学校やクラスに入っているより数が多いという皮肉な事実がある。

その他、普通のインファント・スクール(独立校をいう)インファント・クラス(初等学校としてジュニア部分と共在)の外に、全年齢(三歳ぐらいから、十五歳ぐらいまで)の学校の中にも、該当者が在学している。

これが、公立の場合における実情なのである。伝統や風土や社会的な実情などひじょうにちがった背景をもっている、外国

のほんとうの姿を的確につかむことがいかに難事であるかを、私は今度の視察でしみじみ感じたのである。こうした「混乱」にあきれるのは日本流の考え方にこだわっているのであって、むしろ、長い間の歴史や伝統に育ったものであるだけに、「幼児学校」の現在ある姿に、大きな意味があるのだ、と思うべきではないだろうか。それぞれの地域や学校が自主性をもって積み重ねてきたものが、かくあるのだ、と考えた方がいいのではなからうか。

今一つ、注意をもとめたいのは、日本語の「学校」と「スクール」との語感が、ひじょうにちがう点である。訳語としてはそれより外にはないのではあるし、また、いずれも教育的な機関であるにはちがいない。しかし、学校といえ、型にはまったフォーマルな、一斉的な授業をするところとすぐ考えてしまうのであるが、スクールといえ、もっとひろくピンからキリまで、たとえばアカデミックな大学から、保育施設に過ぎないともいえるナーサリ・スクールまでを包括していつているのである。日本では、「学校」とは考えられないインフォーマルなものまでをいうので、英国の幼児学校は、決してきゅうくつな学校をいうのではなく、日本流にいえば、幼児園といった実質をもったものといえるであらう。

三、英国のインファント・スクール

英国で、インファント・スクールという名の施設をつくった最初の人は、ロバート・オーエン（一七七一一一八五八）であろう。社会改良家として理想主義的な社会主義者として著名な彼は、彼が経営したニュー・ラナークの工場を中心に、「性格形成学院」を建て、幼児学校、小学校、青年及成人学校の三部門をおいた。そのうちでも、彼は幼少の時が性格形成のためには特に重要であるとして、幼児学校を重要視した。さらに、一歳から三歳までを幼児の第一級、三歳から六歳を第二級とした。両方ともに、教師はやさしく愛情に富み、できるだけ戸外のいい空気で遊ばせるようでありたい。子どもたちは遊びを元気よくやらせたい、としている。二級になれば、いっそう、田園の散歩を多くしたり、子どもの年齢や経験にあった興味のあるものにひろく接しさせるようにしたという。このくわだては、惜しいことには途中で挫折したが、幼児にふさわしい幼児のための教育を創始した点においても彼は不朽の名を残した。

現在の英国のインファント・スクールは、一八七〇年制定の「小学校法」で定められたところにもとづくといわれている。

この法ではまだ漠然としたものであったようであるが、その後百年の間に現在のような形に大体定着したのである。英国の初

等教育は大体次のようになってゐる。

義務教育は満五歳からはじまるが、満七歳までの子どもたちが通うのが、インファント・スクールないしはクラスである。満七歳から満十一歳までの子どもたちの学校をジュニア・スクール Junior School (下級学校と訳すこともある) といつてゐる。そして、この二つを総称してプライマリ・スクール Primary

School (小学校と訳す人もあるが、私は初等学校と訳した) といふ。一つの学校にインファント・ジュニアの両部門をもつてゐるときも同じ名前によぶ。ときには、ナーサリ・クラスをあわせもつてゐることもある。満十一歳からは中等教育を受けることになる。

先に述べたところでもわかるように、英国の初等教育もまた、私たちの理解を越えるほど複雑な様相を呈している。初等教育を行なう学校としては、(1)インファント・スクール、(2)インファントを伴うジュニア・スクール、(3)インファントを伴わないジュニア・スクール、(4)全年齢の学校 (三歳ごろから中学教育の年齢まで) の四種類が、公立の学校にもあるのである。その外に、中等学校と一体になっている場合もある。そして、前述のように、英国では、インファントにもジュニアにも、法定の該当年齢を前後にはずれた子どもたちも相当数在学习している。私が公立学校と訳したのは、maintained Schools のことであり、

公の費用で支えられてゐる学校という意味である。それらを、地方教育庁が所管するのであるが、その中には、英国教会、ローマ正教、メソジスト、ユダヤ教などの教会で設立されてゐるものも含まれてゐるようである。以上の公費の学校の外に、私立で認可を受けてゐる学校、その他の私立学校が相当数あるのである。

つまり、初等教育の前半分を受けもつのが幼児学校といふわけであるが、はじめのうちは、やはり狭い意味の知的な教育に重点がおかれ、一斉授業による座学が重んぜられていたようであるが、しだいに近代的な教育観にたつようになり、現在では、のちに述べるように、大体、日本でいう幼稚園に似通つた教育が行なわれるのが普通のものである。

ところで、一九六三年ときの文部大臣が、中央教育審議会に、「初等教育の全面にわたるならびに、中等教育への移行について検討するよう」に要請した。それに対する答申が一九六六年十月になされ、翌年一月に「子どもたちと彼等の初等学校」(Children and their Primary Schools) と題して出版された。これが、審議会のチェアマンであったプラウデン女史の名をとつてプラウデン報告書とよばれてゐる。細かい活字の五百ページを越える大部なものである。中央教育審議会といつても、わが国の同名のものとはちがつて、そのメンバーには実業家や専門家が多

く、答申の作成に当たっては多くの現場の人が協力をして、資料もひろく深く内外の実際家から集めている。したがって、その内容も、単に制度の形式的な面に関するものではなく、教育の実際の具体的ななかに即した議論になっている。その説くところは、現在の実情を的確には握、分析した上に、伝統や実情を生かしながら進歩的建設的である。アメリカでも、プラウデン報告の評価は高く、ときにはうまくやられた、と羨望の声をあげている人もいた。

この報告書は、提唱している施策を、一九六八年から十年間で実施するように勧告している。以下、幼児学校に関係の深い部分をかいつまんで紹介することにしよう。

四、「プラウデン報告書」のあらまし

プラウデン報告書の記述はまことに具体的で教育的な識見に富んだものである。とてもその全貌を示すことはできないが、まず、児童の成長と発達、家庭、学校・近隣、等について記述を重ねてから、第八章で一九六〇年代の初等教育の実状を述べ、第九章に、前に述べたように、義務教育前の子ども教育を扱って、第十章「初等教育の目標と段階」で初等教育の諸学校の改善策を論じている。その所論をかいつまんで紹介してみよう。

まず、「入学の時期について」現在、幼児学校への入学の時

期が子どもによってちがうことが、いろいろな欠陥をはらんでいる。ジュニア・スクールにあがるとき、春学期に入学した者は年齢が上であるばかりでなく、在学期間も長い、これに対して、夏や秋から入るもの（わが国の早生まれに似ている）はより幼い上に在学も短かい。このことがよくジュニア・スクールでは無視されて、遅進児扱いをされてしまう。また、学期ごとに在学の子どもが増減することが、たとえば設備や教師の数などと関係して、不安定である。

このようなことを考えて、プラウデン報告書は、すべての子どもたちが、義務教育を同時に（秋学期より）はじめるようにすべきだ、と勧告している。そのためにも、五歳未満の子どもたちがすべてナーサリー教育を受けていることが必要であるとしている。

次に「入学の年齢について」初等教育について考えると、五歳を子どもたちが入学の年齢に選んだのは、一八七〇年「ほとんど偶然に」なされたことであるが、たとえば一九三三年の諮問委員会も、それが適当であって適切に運営されていると報告している。しかし、世界中で、五歳という早い年齢を義務教育の始期にしているのは、英国の外に、イスラエルと、英国の制度を採用した少数の国だけしかない。やはりこの際、もういちど慎重に、このような制度のことを考え直してみなければなら

ないとして、報告書はいろいろな考察を行なっている。

そして、報告書は、入学の始期にはいろいろな定め方があり、そのいずれが最も正しいかを論断することはできないが、「五歳児を就学させるには、りっぱな教育的な論拠があると思われる。まことに、この年齢群からはじめたからこそ、インフォーマルな学習法や、個別的な要求（ニーズ）に合った教え方が、この国でまずひろく発達したのである。英国において六、七歳の子どもたちに与えられる教育と、よりおそい入学年齢の多くの国における同年齢の教育との間には、はっきりしたちがいがあのだ。わが国においては、遊びと創作的な活動 creative workを通じて学ぶことがたいの幼児学校に行きわたってつづけられている。しかし、外の国では、われわれが訪問してみたときに、このようなアプローチが欠けていることがしばしばであったように思う。思うに、よりおそい入学期の場合が要求するようになりやすいフォーマルな勉強のためにぎせいにされるのである。われわれは、英国においてこのようなことがおこることをとめてはならない」

念のために注釈をすると、フォーマルな学習というのは、型にはまった一斉的な注入のことをいうのであり、インフォーマルというのは、自由な個別的な型にはまらないことをいうのである。また、「創作的な活動」というのは、いろいろな造形を

したり、歌をうたったり、おどったりするようなことをいうのである。この引用文の趣旨を、端的にいうと、英国の幼児学校の特色は、個々の子どものニーズに合った個別的な取扱いと、遊びと創作的な仕事を通じて学びとる、という二点にまとめることができる、ということになる。

「インファント・スクールの年限について」報告書はつぎのように述べている。「もしも、年に一回入学させるといふ勧告が実現すると、すべての子どもが二年しか在学しないことになる。しかも、現在のコースでも短か過ぎ、ふじゅうぶんなままにジュニア・スクールにおくることになっているという意見がつよい」

「多くの幼児学校は、教師と子どもとのつながり方がすばらしい。そこでは、遊びと、それにもなう話し合いの機会がふんだんに用意され、個別的に学ばせることが強調され、読み方のさまざまな指導の仕方のうちで、教師と子どもと両方に適したのを選ぶことができるようになっていく。幼児学校の教師たちは、子どもと両親の両方に関してじゅうぶんに知ることができる機会をもっている……」

「こうした幼児学校の特徴からじゅうぶんに利益を得るには、三カ年では短か過ぎる。この長さでは、多くの子どもたちは社会的な自信をもつまでにはならないし、彼らのゆるやかに成長

している人間的な関係が、新しく親しみのない、ジュニア・スクールに移されたときに、つよくはばまれるであろう」また二年では、リーディングの指導が中途はんばであって、それなりにできあがるにはいま一年を必要とする、といっている。

「したがって、子どもたちは幼児学校で三カ年をおくるべきであり、八歳になるまでは移してはならない。三カ年のコースであれば、教師と子どもたちに不安なしに落着いて活動させることができるであろう。このことは、幼児学校の教師に、子どもたちが自分たちの手を離れる前に、彼等が学校を変えることに堪えることができる段階に達していることを知る満足感を与えるであろう」

すでにそのころには英国では、中等教育のいわゆる民主化への改革が行なわれはじめていた、長い間行なわれてきたいわゆる十一歳試験のことが問題にされていた。十一歳が中等教育への移行の年であり、どの種の学校にいくのが適当かを判別するために、相当に厳重なテストが行なわれ、その結果が一生ついて回るわけである。したがって、そうした早過ぎる時期に選別するという非民主的な制度をつづけることについてはしだいに反対の意見が強まってきていたのであるが。そういうこともあって、中等学校入学者を選抜する十一歳試験を廃止するとともに、一方ではジュニア・スクールから、中等学校へ移る時間を

一年間おくらして十二歳にせよ、というのが、プラウデン報告書が提唱している、他の重要な点である。また、現在それにもなっているジュニア・スクールのストーリーミング（能力別編成）も廃止せよ、といっている。

以上のような趣旨を受けて、結論として次のように、第十章の末尾に述べている。

「名前の変更。初等教育のための新構造は、名前を変えるのが望ましいと思える。八歳の子どもの親は子どもをインファンとよばれるのを欲しないし、今までは兄たちはその年では中等学校にいたのに十二歳になってジュニアとよばれるのに抗議するであろう。……そこで、われわれは、五歳から八歳までの学校を、ファースト・スクール First School、八歳から十二歳までをミドル・スクール Middle Schoolとよぶことを示唆したい。一つの学校で五歳から十二歳までの子どもを入れている場合は『併設学校』といたい。ファースト・スクールのナーサリの部分をナーサリ・グループといいたいであろう」

そして、さらに長期にわたる勧告として次のようにまとめている。

(1) 入学前一年前、両親が希望するすべての子どもたちのためにナーサリ教育が行なわれるようになったらすぐ、子どもが学校にいく標準的な時期は、五回目の誕生日の後の九月学期と

定めるべきである。

(2) ファースト・スクール（現在ではインファント・スクール）は三カ年でなければならぬ。

(3) その次に、四カ年のミドル・スクール（現在ではジュニア・スクール）がつづかねばならない。

(4) 入学と、教育段階の移行については、個々の子どもの状況に応じて弾力性がなければならない。

(5) 両親が希望するならば、普通の入学時期ののちの最初の学期の間は、ナーサリ・グループに出席することが認められるべきであり、また、両親の要望にもとづいて、最初の学校もしくは満六歳になるまでだけは、学校に半日だけ出席することができるようにする」

以上、第十章「初等教育の年齢と段階」をかんたんに紹介したのであるが、この外にまだ何としてでも紹介したいところがある。わけても、この報告書の心臓であるとしている「第五部、学校における子どもたち」が十五章から二十二章にわたって、初等教育の目標やカリキュラムなどにわたってくわしく続いているところは必読に値すると思う。たとえば、

「遊びは、すべてのナーサリ学校とたいの幼児学校での中心的な活動である。このことは、ときどき、子どもたちは時間を浪費しているという非難をひきおこし、子どもたちは勉強

してなければならぬ、といわれる。それは、学校時間は勉強し、遊びは学校外である、という古い考えにもとづくものだ。

われわれは今や知っている——外物や外の子どもたちととりくんで想像をつくっていくという意味における遊びが、子どもの学習にはヴァイタルであり、したがって学校でもヴァイタルだ、ということ。教師たちが子どもたちを遊ばせていることを批判する大人たちは、遊びが幼児期における学習のおもな方法であることに気がつかないのだ。それは子どもたちがその内的な生命を外界の現実と融合させる道なのだ。遊びの中で、子どもたちははしだいに、因果の関係の理解や、区別し、判断し、分析、総合し、想像・構成する力を延ばしていくのである。子どもたちはその遊びに没頭する。そして遊びを満足な結末にもたらし、それができたという満足感が集中の習慣をかため、それが他の学習にも転移される」

といった記述に、さらに遊びについての各方面の分析がつづくのである。そして、遊びと創作的な活動を一体的に、個別にあるいは小グループで、インフォーマルにいとんでいる子どもたちの数十の幸福そうな場面が写真版で飾られている。この四枚のカラー写真と四十枚の白黒の写真だけでも、日本の関係者にせひみてもらいたいものである。そのうちの半分が幼児学校、残りが下級学校の子どもたちの楽しい生活である。幼児

学校の建物や施設の図面もまた一見の価値があるであろう。

五、まとめ

以上述べてきたことを要約しながら、私の感想の一端を述べて一応本稿を閉じることしよう。

プラウデン報告書が、幼児学校を三年のファースト・スクールに改善せよ、という主張は、現実の幼児学校のあり方が正しい道を歩いていることを認めた上で、その特色をじゅうぶんに発揮させるためなのである。しかも、その前のナーサリ教育を充実させることと、つづくジュニア・スクールの改善、十一歳試験の廃止、中等教育の民主化という、大きなつながりの一環としての実施をめざしていることを見落としてはならないであろう。

「英国の初等教育は古くから高い名声をもちつづけてきた。われわれはくり返し聞いた、イギリスのインファント・スクールは世界から讚美されている」と同報告書はそのほし書きで誇らしげに語っているが、たしかに、わが国のわれわれにも、他山の石になるにちがいない。伝統や事情がちがうがゆえに、そのままをまねることはできないが、もしもわが国で、いわゆる「幼児学校」の実験をするようなときがあるとしたら、多くの教えられるものを見いだすであろう。少なくとも、わが国の

幼稚園、特に小学校の低学年において、反省をしなければならぬ多くの点を見いだすであろう。一口でいえば、わが国ではフォーマルな一斉授業でなければ教育ではない、という考えがあまりにも行きわたっている。私は、英国においては、それと反対の、ひとりひとりを重んじ、子どもの遊びをだいにする考えが、常識であり、本流である、ということに、たまたまいうらやましさを感じ、やりきれないもどかしさにうたれるのである。

さらに、そうした現場の人たちの自信と主張にもとづいて、教育全体の方向が定められていくことが、おどろきである。わが国では現場の人たちの経験や識見が、かつて教育制度の方向を、少しでも動かしたことがあるだろうか、ここにいたると私はむしろ絶望的な気持ちにさえなるのである。

実はまだ、語り足りないところが多くあり、また、教員の養成などについてもいうべきことが残っているが、次の機会に語ることにする。

(一九七三・三・一〇記)